

令和5年9月20日
健康福祉総務課
地域福祉グループ
担当：森、古川
直通：087-832-3280(内3115)



「かがわ思いやり駐車場利用証」における 妊産婦の方の利用期間を延長します



県では、子育てを支援するため、乳幼児と一緒に安心して外出できるよう、令和5年10月1日から、「かがわ思いやり駐車場制度」において妊産婦の方が利用できる期間を延長します。

1 内容

- (1) 妊産婦の利用証の有効期間を「産後1年」から「産後2年」に延長します
- (2) 妊産婦のうち、多胎児の場合の有効期間を「産後3年」に延長します
(利用期間の始期となる「母子健康手帳取得時から」は変更ありません。)

2 施行時期

令和5年10月1日



3 改正の経緯

多胎児育児者より、「ベビーカーが大型で、幅の広い駐車場が必要である」「二人以上の子を連れて、車の乗り降りが危ない」等のご意見があり、外出に困難を抱えていることから、関係者等の意見を踏まえ、3歳まで延長することとしました。また、単胎児においても、2歳程度までの利用が必要と考えられることから、公共施設や商業施設などを安心して利用できるように、利用期間を見直すこととしました。

4 参考

「かがわ思いやり駐車場制度」は、妊産婦、障害のある方や要介護高齢者、けが人などで歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「思いやり駐車場」(優先駐車スペース)を設置し、妊産婦など移動に配慮が必要な方に対して「思いやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

香川県では、平成23年5月から制度を導入し、妊産婦や障害のある方等に配慮した環境づくりを推進しています。